

2006.7.10 2006年度版承認

2007.8.28 2007年度版承認

同一校複数プログラム・同日審査実施上のガイドライン（2007年度）

1. 審査長リーダおよび対応リーダ
  - ・複数の審査長を代表する審査長リーダを認定・審査調整委員会において選任する。
  - ・受審校では、複数の受審プログラムを代表する対応リーダを決定する。
  
2. 実地審査前の準備
  - a. 実地審査の日程調整および審査チームの編成を同時に進める。
  - b. 7月中旬までに審査長リーダを選任し、受審校および関係者に通知する。受審校は対応リーダを決定し、審査長リーダおよび関係者に通知する。
  - c. 事前審査段階で必要となった追加資料を受審プログラムに依頼するとき、それが他の審査チームにおいても必要と考えられる場合は、審査長は他の審査長にも連絡する。
  - d. 実地審査での確認が必要であると認識された資料等の準備を受審プログラムに依頼するとき、それが他の審査チームにおいても必要と考えられる場合は、審査長は他の審査長にも連絡する。
  - e. 事前審査において大きな問題点があり、それが他の受審プログラムにおいても同様の懸念があると思われる場合は、審査長は他の審査長に連絡する。
  - f. 複数の審査チームに共通する検討事項に対し、審査長リーダは必要に応じて対処する。
  
3. 実地審査時に審査チームが合同で実施する事項
  - a. 学長や学部長との面談
  - b. 受審プログラムに共通の事務系職員との面談
  - c. 受審プログラムに共通の施設等の視察
  - d. 複数の受審プログラムが協力して取り組んでいる共通施策などのヒアリング・視察等
  - e. 現地到着日、審査チーム会合1回目の適当な時間帯において、審査チーム間の全般的な情報交換（代表による情報交換、合同会合などによる）
  - f. 実地審査第1日、審査チーム会合2回目の適当な時間帯において、審査チーム間での横断的意見交換、審査結果の情報交換（代表による情報交換、合同会合などによる）

- g. 実地審査第2日、審査チーム間での判定結果の情報交換（判定への見解の相違が残る場合は、根拠・指摘事項欄にその事実を記録）
- h. 関係者間で同意された場合は、実地審査最終面談を合同で実施

#### 4. 実地審査スケジュールの決定

- a. 審査長リーダは、審査チームが合同して実施する共通部分についてのスケジュールを調整する。
- b. 実地審査中に審査チーム相互に協力して対応すべき予期せぬ事情が生じた場合には、審査長リーダは、関係者と相談して適宜スケジュールの見直し・再調整を図り、対応できるようにする。

#### 5. 実地審査後の対応

- a. 実地審査後に、受審プログラムより追加説明書（事実誤認などの指摘）あるいは異議申立書・改善報告書が提出された場合には、それらによる判定結果の見直しに関して審査チーム相互で情報交換を行った上で一次審査報告書あるいは二次審査報告書を作成する。ただし、当該判定項目が受審プログラム特有の問題で他の受審プログラムとは無関係な問題の場合は、この限りではない。
- b. 判定結果の修正において、他の審査チームの審査結果を参考にした場合は、その事実を根拠・指摘事項に記録する。

#### 6. 同日審査を行わなかった場合の調整

同日審査を行った受審プログラム以外に当該校に他の受審プログラムがある場合、および同一校に（同日審査を行わない）複数プログラムがある場合は、以下のようなプログラム間の調整を行う。

- a. 一次審査報告書および二次審査報告書を作成する前段階で、審査チーム相互で審査結果に関して可能な範囲で意見交換を行い、審査報告書を作成する。
- b. 判定結果あるいはその修正において、他の審査チームの審査結果を参考にした場合は、その事実を根拠・指摘事項に記録する。

#### 本年度の特例措置の追加

このような調整を行うには、一次審査報告書及び二次審査報告書作成時のプログラム間での調整の必要性から、下記の特例を適用して、それら報告書の送付時期を複数プログラムのうち実地審査が最も遅いプログラムにおける送付時期に合わせるようにする。また、受審プログラムからの異議申立書・改善報告書の送付は、通常「実地審査終了後7週間以内」であるが、これを「一次審査報告書を受領後3週間以内」に

行うこととする。

<同一校複数プログラム審査における特例>

同一校複数プログラム審査において、一次審査報告書・二次審査報告書および異議申し立て・改善報告書の送付時期については特例を設けることができる。